

令和5年度 年末年始の輸送等に関する安全総点検実施要領

関東運輸局

令和5年11月20日

「令和5年度 年末年始の輸送等に関する安全総点検実施要綱（国土交通省：令和5年9月6日）」（以下「要綱」という。）及び「令和5年度 年末年始の輸送等に関する安全総点検実施計画」（以下「実施計画」という。）に基づき、鉄軌道・自動車・海上の各輸送機関等に人流・物流が集中する年末年始に、各事業者等による経営トップを含む幹部の強いリーダーシップの下での自主点検等を通じ、安全の確保及び事故防止の徹底、安全意識の向上を図るとともに、テロ対策及び新型インフルエンザ等感染症対策の万全を期するため、「年末年始の輸送等に関する安全総点検」を次のとおり実施するものとする。

第1 実施期間

令和5年12月10日（日） ～ 令和6年1月10日（水）

第2 （共通）重点点検事項

（運輸）

- 1 安全管理（特に乗務員の健康状態、過労状態の確実な把握、乗務員に対する指導監督体制）の実施状況
- 2 自然災害、事故等発生時の乗客等の安全確保のための通報・連絡・指示体制の整備・構築状況

（危機管理）

- 3 テロ防止のための警戒体制の整備状況や乗客等の安心確保のための取組、テロ発生時の通報・連絡・指示体制の整備状況及びテロ発生を想定した訓練の実施状況
- 4 新型インフルエンザ等の対応マニュアル、事業継続計画の策定状況、対策に必要な物資等の備蓄状況及び職場における感染防止対策の周知・徹底状況などの感染症対策の実施状況

第3 輸送機関等別の点検事項

1 鉄軌道等交通関係

《鉄軌道関係》

- ① 安全管理（乗務員に対する指導監督体制、施設・車両の保守管理体制）の実施状況
- ② 施設・車両の保守及び整備（実施基準等の遵守）の実施状況
- ③ 地震、津波、風水害、雪害等の対策設備並びに事故、災害等の発生時における旅客の避難誘導及び情報提供体制等の整備状況
- ④ プラットホームにおける人身障害事故防止対策の実施状況（ホームにおける安全確認及び必要に応じた声かけ、車内放送等による旅客への注意喚起等の実施状況及び安全設備の状況）
- ⑤ 「鉄道テロへの対応ガイドライン」を踏まえた、防犯カメラによる監視、駅構内・列車内及び沿線の重要施設等の巡回等の実施状況、テロ発生時の緊急時の通報・連絡・指示体制の整備状況、テロ発生等の緊急事態を想定した訓練の実施状況
- ⑥ 新型インフルエンザ等感染症対策の実施状況

《索道関係》

- ① 安全管理（係員に対する指導監督体制、索道施設の保守管理体制）の実施状況
- ② 索道施設の保守及び整備（整備細則等の遵守）の実施状況
- ③ 地震、津波、風水害、雪害等の対策設備並びに事故、災害等の発生時における旅客の避難誘導及び情報提供体制等の整備状況

- ④ 乗降場における人身障害事故防止対策の実施状況（乗降場における安全確認及び必要に応じた声かけ、放送等による旅客への注意喚起等の実施状況及び安全設備の状況）
- ⑤ テロ発生等に備えた取組みの実施状況
- ⑥ 新型インフルエンザ等感染症対策の実施状況

2 自動車交通関係

《自動車輸送関係》

- ① 軽井沢スキーバス事故等を踏まえた貸切バスの安全対策の実施状況
- ② 健康管理体制の状況
- ③ 運転者に過労運転を行わせないための安全対策の実施状況
- ④ 運転者に飲酒運転や薬物運転等を行わせないための安全対策の実施状況
- ⑤ 車両の日常点検整備、定期点検整備等の実施状況（特に大型自動車の車輪脱落事故防止対策及びスペアタイヤ等の定期点検実施状況）
- ⑥ 大雪に対する輸送の安全確保の実施状況
- ⑦ 点呼の実施、運転者に対する指導監督等の実施状況
- ⑧ コンテナ輸送における安全対策の実施状況
- ⑨ 自然災害、事故等発生時の乗客等の安全確保のための通報・連絡・指示体制の整備・構築状況
- ⑩ テロ防止のための警戒体制の整備状況や乗客等の安心確保のための取組、テロ発生時の通報・連絡・指示体制の整備状況及びテロ発生を想定した訓練の実施状況
- ⑪ 新型インフルエンザ等感染症の対応マニュアル、事業継続計画の策定状況、対策に必要な物資等の備蓄状況及び職場における感染防止対策の周知・徹底状況など感染症対策の実施状況

《自動車道関係》

- ① 自動車道の保守点検の実施状況
- ② 自然災害、事故等発生時の乗客等の安全・安心確保のための通報・連絡・指示体制等の整備・構築状況
- ③ テロ防止のための警戒体制の整備状況や乗客等の安心確保のための取組、テロ発生時の通報・連絡・指示体制の整備状況及びテロ発生を想定した訓練の実施状況
- ④ 新型インフルエンザ等の対応マニュアル、事業継続計画の策定状況、対策に必要な物資等の備蓄状況及び職場における感染防止対策の周知・徹底状況などの感染症対策の実施状況

《バスターミナル関係》

- ① バスターミナルの保守点検の実施状況
- ② 自然災害・事故等発生時の乗客等の安全・安心確保のための通報・連絡・指示体制等の整備・構築状況
- ③ テロ防止のための警戒体制の整備状況や乗客等の安心確保のための取組、テロ発生時の通報・連絡・指示体制の整備状況及びテロ発生を想定した訓練の実施状況
- ④ 新型インフルエンザ等の対応マニュアル、事業継続計画の策定状況、対策に必要な物資等の備蓄状況及び職場における感染拡大防止対策の周知・徹底状況などの感染症対策の実施状況

《トラックターミナル関係》

- ① 緊急時の整理・誘導等の安全確保の徹底
- ② テロ防止のための警戒態勢の整備状況や利用者等の安心確保のための取組、テロ発生時における整理・誘導等の安全確保の状況及び通報・連絡・指示体制の整備状況、テロ発生を想定した訓練の実施状況
- ③ 保安設備及び緊急時に必要な諸施設の点検整備
- ④ 建設中及び工事中における安全確保と安全対策の状況
- ⑤ 過労運転、飲酒運転、居眠り運転の防止に関する措置状況
- ⑥ 火災、衝突その他の事故等が発生した場合の措置状況
- ⑦ 新型インフルエンザ等対策の実施状況

3 海上交通関係

- ① 法令及び安全管理規程（特に、安全方針及び安全重点施策の策定・見直し、安全統括管理者及び運航管理者の選任に関する事項、気象海象条件を踏まえた運航の可否判断・航行中止の判断、乗組員の健康状態及び過労状態の把握）の確実な遵守状況
- ② 安全に関する設備の確実な備付け及び旅客・乗組員・貨物に関する安全対策の実施状況（特に火災対策（消火器等の点検、避難誘導訓練の実施）、荒天時の体制の準備状況（適切な情報収集体制、適切な当直体制）、飲酒対策の実施状況）
- ③ 旅客船等のターミナル、港湾施設等の保守点検の実施状況
- ④ 自然災害、事故等発生時の乗客等の安全確保のための通報・連絡・指示体制の整備状況及び通信設備・通信環境の確認
- ⑤ テロ防止のための警戒体制の整備状況や乗客等の安心確保のための取組、テロ発生時の通報・連絡・指示体制の整備状況及びテロ発生を想定した訓練の実施状況
（注：外航船の場合、テロには海賊行為を含む）
- ⑥ 新型インフルエンザ等感染症対策の実施状況

第4 実施事項

【輸送機関等に対する実施細目】

- ・ 関東運輸局関係各部においては、本省関係局等が定めた「実施計画」及び当該「実施要領」に基づき輸送機関等ごとに地方の実情を勘案して実施細目を定め、総務部安全防災・危機管理課に提出することとする。
- ・ 実施細目の事項には、「1 実施期間、2 対象事業者、3 点検事項及び点検項目等、4 実施事項、5 点検実施報告書様式及び報告提出期限等」を記載することとする。
また、実施計画に基づき各輸送機関等における点検実施状況の点検（以下「立入検査」という。）を行う場合の外、関係各部・運輸支局において立入検査を実施する場合には、実施方法等の必要な事項についても記載することとする。
- ・ 事業者団体に加入していない事業者に対しては、例えば、研修や講習会の場を活用して自主点検の実施依頼を行うなど、可能な限り多くの事業者に対して自主点検の呼びかけを行うよう努めるものとする。
- ・ 庁舎内外において垂幕等の掲出、ポスターの掲示、職員のリボンの着用等を実施することにより来庁者への総点検周知を図るよう努めるものとする。

【自己点検実施細目】

- ・ 総務部安全防災危機管理課にて実施細目を作成し、関東運輸局「自らの安全に関する業務の体制」について、各所属毎に自己点検を実施することとする。

【報告】

- ・ 関係各部は、実施計画に基づき本省関係部局に対して「実施結果」を報告するとともに、総務部安全防災・危機管理課に対しても「実施結果」及び「総点検の実施を通じて得た安全確保のための意見等」の報告を行うものとする。
- ・ 総務部安全防災危機管理課は、総合政策局総務課交通安全対策室長及び大臣官房危機管理官に対し、要綱に基づく報告を行うものとする。

令和5年度 年末年始の輸送等に関する安全総点検実施細目

: 関東運輸局

【自動車輸送関係】

1 実施時期

・令和5年 12 月 10 日(日) ～ 令和6年1月 10 日(水)

2 対象事業者

・バス、ハイヤー・タクシー、トラック事業者

3 点検事項及び点検項目

本実施細目における重点点検事項及び点検事項は、「令和5年度年末年始の輸送等に関する安全総点検実施計画」(物流・自動車局:令和5年10月5日)2. 点検事項を踏まえて以下のとおり定めることとする。

【重点点検事項及び点検項目】(※は全省共通重点点検事項)

(1) 軽井沢スキーバス事故等を踏まえた貸切バスの安全対策の実施状況

- ① 選任すべき運行管理者の数を満たしているか。また、補助者を選任している場合は、国に届出を行っているか。
- ② 「ドライブレコーダーにより記録すべき情報及びドライブレコーダーの性能要件を定める告示」に定める要件を満たすドライブレコーダーの記録を利用した運転者への指導・監督を実施しているか。
- ③ すべての初任運転者及び事故惹起運転者に適性診断を受診させ、実技訓練等の指導・監督を実施しているか。
- ④ 運転者に直近1年間に乗務していなかった車種区分の自動車を運転させる場合に、初任運転者と同様の指導・監督を実施しているか。
- ⑤ 夜間、長距離の運行等、乗務の途中に点呼が必要な場合に、確実に実施しているか。
- ⑥ 乗客の安全を確保するため、シートベルトを座席に埋没させないなど、乗客が常時着用することができる状態にしているか。
- ⑦ 車内放送、リーフレット等により乗客にシートベルトの着用を促すとともに、発車前に乗客のシートベルトの着用状況を目視等により確認しているか。
- ⑧ 乗客等の安全・安心確保の観点から、運賃・料金制度を遵守しているか。
- ⑨ 貸切バス予防整備ガイドラインに基づく整備サイクル表を作成し、適切な予防整備を実施しているか。
- ⑩ 点呼を確実に実施しているか。
- ⑪ 適切な運行計画を作成し、運転者に指示をしているか。

- ⑫ 適切な運転操作や道路交通法等の法令遵守の徹底等運行の安全を確保するために遵守すべき事項について指導しているか。(フットブレーキの使い方に関する指導を含む。)
- ⑬ ブレーキに関する点検整備を確実に実施できているか。
- ⑭ リコールの対象となっている車両については、早期に改修できているか。

(2) 健康管理体制の状況(※)

- ① 定期健康診断において、要再検査や要精密検査、要治療の所見がある場合には、当該運転者に医師の診断等を受けさせ、医師の判断により必要に応じて、所見に応じた検査を受診させるとともに、これらの結果を把握し、医師から結果に基づく運転者の乗務に係る意見を聴取しているか。
- ② 医師からの意見等を勘案し、運転者について、乗務の継続、業務転換、乗務時間の短縮、夜間業務の回数の削減等の就業上の措置を決定するとともに、当該運転者の健康状態を継続的に把握しているか。
- ③ 「事業用自動車の運転者の健康管理マニュアル」に記載されている乗務中における運行中止の判断目安等に従って、以下の事項を適切に実施するための体制を整備しているか。
 - ・ 乗務前点呼において、運転者が安全に乗務できる健康状態かどうかを判断し、乗務の可否を決定
 - ・ 運行中の運転者の体調変化等による運行中止等の判断・指示
- ④ 運転者に対して運行中に体調の異変を感じた時に、無理に運行を続けると非常に危険であることを理解させ、運行中に体調の異常を少しでも感じた場合、速やかに営業所に連絡する等の指導を徹底しているか。
- ⑤ 脳・心疾患や睡眠障害等の運転に支障を及ぼすおそれのある疾病等の着実かつ早期の発見のため、当該疾病に関するスクリーニング検査等を運転者に受診させているか。

(3) 運転者に過労運転を行わせないための安全対策の実施状況(※)

- ① 「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」告示の内容(特に長距離運転又は夜間運転の際の乗務時間)を遵守しているか。
- ② 高速乗合バス及び貸切バス事業者において、交替運転者の配置基準を遵守しているか。
- ③ 適切な運行指示書の作成及び適切な指示をしているか。

(4) 運転者に飲酒運転や薬物運転等を行わせないための安全対策の実施状況

- ① 飲酒運転を未然に防ぐため、アルコール検知器の使用を徹底し、厳正な点呼を実施しているか。
- ② 運転者等に対して、飲酒運転防止に対する指導・啓発活動を実施しているか。
- ③ 飲酒を習慣にしている運転者等を把握し、翌日に業務がある場合の飲酒等について指導しているか。

- ④ 覚せい剤や危険ドラッグ等の薬物使用防止に対する指導・啓発活動を実施しているか。
 - ⑤ 運行経路にフェリーを組み入れている場合には、抜き打ちでフェリーに乗船するなどにより、乗船中の運転者の飲酒の有無など休息状況を点検しているか。
- (5) 車両の日常点検整備、定期点検整備等の実施状況(特に大型自動車の車輪脱落事故防止対策及びスペアタイヤ等の定期点検実施状況)
- ① 車輪脱落事故や車両火災事故及び車体腐食事故をはじめとした整備不良事故を防ぐため、自動車点検基準に基づく日常点検及び定期点検が実施されているか。
 - ② 自動車の点検整備等に関する社内規程の内容について、整備管理者や整備担当者、運転者等への周知徹底が図られているか。
 - ③ 大型車の車輪脱落事故防止「令和5年度緊急対策」に基づく「車輪脱落事故防止キャンペーン」の取組内容について、運行管理者、整備管理者及び運転者等に対し、社内でのポスターの掲示等を通じて周知徹底が図られているか。
 - ④ 車両総重量8トン以上又は乗車定員30人以上の自動車について、タイヤ脱着作業は、計画的に正しい知識を有する者に実施させているか。
 - ⑤ 車両総重量8トン以上又は乗車定員30人以上の自動車について、自社でタイヤ脱着作業を行った場合には、大型車の車輪脱落事故防止「令和5年度緊急対策」で定めるタイヤ脱着作業管理表等を用い、適切なタイヤ脱着作業の結果を記録しているか。
 - ⑥ 車両総重量8トン以上又は乗車定員30人以上の自動車について、冬用タイヤへの交換等タイヤの脱着作業を実施した後、50km～100km 走行後にトルク・レンチを用いて規定トルクでホイール・ナットの増し締めを実施しているか。
 - ⑦ 車両総重量8トン以上又は乗車定員30人以上の自動車について、日常点検時に、点検ハンマーによる打音、又はインジケータやマーキングを用いた目視により、ホイール・ナット及びホイール・ボルトの緩みについて確認しているか(特に車輪脱落事故の多い左後輪)。併せて、「ホイール・ナットの脱落及び緩み」や「ホイール・ボルト付近のさび汁痕跡」、「ホイール・ナットから突出しているホイール・ボルトの不揃いの確認」等についても点検を行っているか。
 - ⑧ 車両総重量8トン以上又は乗車定員30人以上の自動車について、タイヤ脱着時にホイール・ボルト、ホイール・ナット及びホイールの錆や汚れの状況を確認し、錆や汚れを除去した上で、必要箇所に潤滑剤を塗布してから組み付けているか。また、錆や汚れの除去が不可能なものは交換しているか。
 - ⑨ 保有する車両総重量8トン以上又は乗車定員30人以上の自動車全てについて、年末年始輸送安全総点検期間中に、ホイール・ナットが規定のトルクで締め付けられているか確認し、締め付けトルク不足が発見された場合は、その車両数及び事業所内の全車両数を記載する。
 - ⑩ スペアタイヤ取付装置、スペアタイヤの取付状態、ツールボックスの取付部について3ヶ月毎の定期点検を実施しているか。
- (6) 大雪に対する輸送の安全確保の実施状況
- ① 気象情報(大雪や雪崩、暴風雪等に関する警報・注意報を含む。)や道路における降

雪状況等を適時に把握することにより、運行経路の道路情報、道路規制情報、気象情報に基づき、乗務員に適切な指示を行える体制を構築しているか。

- ② 冬用タイヤの溝の深さが、タイヤ製作者の推奨する使用限度を超えていないことの確認を行っているか。
- ③ 大雪及び暴風雪に備え、冬用タイヤの装着、チェーンの携行及び早めの装着の徹底等、輸送の安全確保が図られているか。

【自動車交通関係点検事項及び点検項目】(※は全省共通重点点検事項)

(1) 点呼の実施、運転者に対する指導監督等(※)の実施状況

- ① 点呼の際、運転者の運転免許証の携行及び有効期限の確認を確実に行うとともに、運行経路や運転上の注意事項の指示、あおり運転の禁止等道路交通法の遵守について、十分な指導・監督を行うなど事故防止対策が図られているか。
- ② 適性診断結果を活用した指導を行っているか。特に、高齢の運転者に対し、加齢に伴う身体機能の変化の程度に応じた安全な運転方法について指導を行っているか。
- ③ 事故が発生した際は、その事故の実態を確実に把握し、十分な指導・監督を行うなど事故防止対策が図られているか。
- ④ 運転中の携帯電話・スマートフォンの使用禁止について、運転者に対し指導・監督を行っているか。
- ⑤ 過積載運行等の防止を図っているか。
- ⑥ 過積載、暴走等を助長するような車両の不正改造(例:不正な二次架装、速度抑制装置の機能の解除、前面ガラス等への装飾板の取付、さし枠の取付、突入防止装置の取外し、点滅灯火の取付け等)の防止が徹底されているか。
- ⑦ 交差点での右左折時をはじめとした歩行者等との事故を防止するため、運転者に対し、以下の事項を徹底しているか。
 - ・ 自動車の構造上の特性(視野、死角、内輪差、等)を理解させ、直前、側方、後方などの見えない部分に配慮した運転が必要であることを認識させること。
 - ・ 道路には、歩行者や自転車などが通行しており、それぞれの行動を理解し走行時に配慮することにより、事故を回避できることを認識させること。
 - ・ 歩道側の植え込みなどにより見通しの悪い交差点では、歩行者や自転車が飛び出してくる可能性が高いことから、一時停止または徐行し、注意して走行することが必要であることを認識させること。
- ⑧ 路上横臥者との轢過事故等を防止するため、夕暮れ時における前照灯の早めの点灯及び、暗い道等での走行用前照灯(上向き)とすれ違い用前照灯(下向き)の小まめな切替を励行しているか。

(2) コンテナ輸送における安全対策の実施状況

- ① コンテナの運送開始前に、トレーラの荷台とコンテナを固定する緊締装置のロックを徹底するよう運転者に指導しているか。

- ② トラクタ・トレーラの構造上の特性と、当該特性及びコンテナ内貨物の状態を踏まえた運転時の適切な運転操作について運転者に指導しているか。
 - ③ 国際海上コンテナの運送を行う場合には、荷主や取次事業者等、運送の委託者からコンテナ内貨物の重量、品目、梱包、危険物に関する情報を取得し、当該情報を運転者に伝達しているか。
 - ④ 国際海上コンテナの運送を行う場合には、荷主や取次事業者等、運送の委託者から取得した情報に基づき適切な車両を手配するとともに、当該情報によりあらかじめコンテナに不具合のおそれがあると認められる場合には、当該委託者に連絡し、対応について指示を仰いでいるか。
 - ⑤ 国際海上コンテナの運送を行う場合には、コンテナの運送開始前に、重量超過、偏荷重、高重心、コンテナの損傷、内容物の漏れ、その他不具合が生じていないか確認し、これらのおそれがある場合には、事業者に連絡するよう運転者に指導しているか。
- (3) 自然災害、事故等発生時の乗客等の安全確保のための通報・連絡・指示体制の整備・構築状況(※)
- ① 自然災害・事故・事件等発生時(テロ発生時を除く。)における対応措置(連絡通報体制、避難誘導体制等)を整備・構築し、これらが機能するよう、実践的な訓練を実施しているか。
 - ② 自然災害の発生に備えて、営業所や車庫、車両等の安全確保のための措置を講じているか。
 - ③ 危険物等運搬車両については、緊急連絡カード(イエローカード)の携行その他必要事項について規定されているか。
 - ④ 「自動車運送事業者等用緊急時対応マニュアル」にある速報対象となる事故・事件が発生した場合、当該マニュアルに従い、速やかに各地方運輸支局等緊急連絡担当先へ連絡できる体制を整えているか。
 - ⑤ 貸切バス事業者においては損害賠償責任保険のてん補する額に制限がない内容となっているか。
- (4) テロ防止のための警戒体制の整備状況や乗客等の安心確保のための取組、テロ発生時の通報・連絡・指示体制の整備状況及びテロ発生を想定した訓練の実施状況(※)
- ① 始業・終業時等における車内の点検、終業後のドアロック及び営業所・車庫内外(乗合バス事業者にあつては主要駅のバス停等を含む)の巡回が徹底して実施されているか。
 - ② 不審者情報の入手及び不審な宅配便等貨物を発見した場合の警察への連絡等適切に対応できる体制が整っているか。また、車両、身分証明書、制服等の管理及び盗難・紛失時の警察への連絡が徹底されているか。
 - ③ 乗客等の安全・安心確保のため、テロ発生時における通報・連絡・指示体制や、車内放送、貼り紙等による不審者・不審物発見時の協力要請などテロ防止の取組が実態に即した形で確立されているか。
 - ④ バスジャックを想定した実践的な訓練を年1回以上実施しているか。
 - ⑤ 対応要領を職員へ周知しているか。

(5) 新型インフルエンザ等感染症の対応マニュアル、事業継続計画の策定状況、対策に必要な物資等の備蓄状況及び職場における感染防止対策の周知・徹底状況などの感染症対策の実施状況(※)

- ①ポスター類の掲示、放送などにより、公共交通機関の車内・構内等におけるマスク着用、咳エチケット等と呼びかけているか。
- ②職場内におけるうがい、手洗い及び消毒用アルコールを使用した手指消毒の徹底が図られているか。
- ③インフルエンザ等の流行に備え、中核となる事業の継続あるいは早期復旧を可能とするために、平常時に行うべき活動や緊急時における事業継続のための方法、手段などを取り決めておく事業継続計画、または対応マニュアルが策定されているか。

4 実施事項

(1) 自動車運送事業者

- ① 経営トップを総点検最高責任者とし、事前に十分な計画を定めるとともに確実に点検を実施すること。なお、経営トップを含む幹部及び実施責任者は、総点検で確認された現場の状況を掌握するとともに、対応・措置の不備や不適切な取扱い等があった場合には、早急に改善すること。
- ② 重点点検事項については、特に入念な点検を行うこと。

(2) 運輸局及び運輸支局等

- ① 運輸局、運輸支局及び自動車検査登録事務所においては、独立行政法人自動車技術総合機構と相互に連携して、次の事項を実施するほか、リボンの着用、垂れ幕及び立て看板等を掲出するとともに、点検事項を掲示するなどして総点検の趣旨の徹底を図ること。
 - ・ 新規参入事業者、関係団体未加入事業者等において、総点検の趣旨を理解していない事業者も多いことから、研修や講習会、監査、適正化事業実施機関の巡回指導等の機会を通じて、事業者には総点検の趣旨や重要性について周知徹底を図る。
さらに、事業者に対し、本年度の整備管理制度の運用の改正や行政処分等の基準が強化されたことについて周知するとともに、特に貸切バス事業者に対しては旅客自動車運送事業運輸規則等の改正についても周知を図ること。
 - ・ 独立行政法人自動車技術総合機構、警察及びその他関係機関の協力を得て街頭車両検査を実施し、特に過積載及び暴走行為を助長するような不正改造車の排除に努めるとともに、基準緩和車両の制限事項違反の取締り等を行い、車両の安全性の確保及び公害の防止について、使用者の意識の高揚に努めること。
 - ・ 街頭車両検査等においては、シートベルトの着用及びトラック・バスのリコール対象車両の改善対策の実施について関係者を指導すること。
- ② 運輸局、運輸支局においては、次の事項を実施すること。
 - ・ 一般乗合旅客自動車運送事業者及び一般貸切旅客自動車運送事業者に対する街頭監査を実施し、特に、一般貸切旅客自動車運送事業者における夜間の運行及び訪日外国人観光客の輸送について、乗客の安全確保状況等を確認するものとする。

- ・ 運輸支局は、自動車運送事業者に対して、当該事業者による点検実施状況の点検（以下「立入検査」という。）を実施し、様式2.「年末年始の輸送等安全総点検点検表」に係る点検実施状況を把握するとともに、総点検に対する意識の高揚に努めること。
なお、運輸支局は、運輸局とともに、立入検査を実施しても差し支えない。
- ・ 立入検査は、事業者等への影響や総点検全体の効率的かつ効果的な実施を勘案した上で行うものとする。
なお、特に繁忙が著しい貨物事業者については、立入検査の実施時期を総点検期間に限らず前倒しする等、各運輸支局において適宜実施するものとする。

5 点検実施報告書様式及び報告書提出期限

(1) 自動車運送事業者

- ・ 総点検の実施結果を様式1「年末年始の輸送等安全総点検実施結果報告書」により、当該自動車運送事業者を管轄する運輸支局長あてに報告すること。また、政令指定都市等の主要駅（品川、川崎、大宮、千葉に限る）のバス乗り場を利用する事業者及び車両台数100台以上のバス事業者（1営業所当たりの保有車両数が50台以上の事業者に限る）は、別紙1（様式1－1関係）による点検を実施し、当該点検表を関東運輸局あてに報告すること。

(2) 運輸支局

- ・ 自動車運送事業者が実施した様式1「年末年始の輸送等安全総点検実施結果報告書」を、期限を定めて運輸支局に報告させること。
- ・ 各事業者からの報告を取りまとめ、運輸支局における実施結果を別添の 様式3「実施結果報告書」により、総務部安全防災・危機管理課へ報告（期限厳守）すること。ただし、別紙1（様式2－1関係）による点検を行った運輸支局にあつては、当該点検表を自動車技術安全部保安・環境課へ報告すること。

【報告期限】令和6年2月2日（金）

【報告先】総務部安全防災・危機管理課 平野、瀬谷

（別紙1（様式2－1関係）：自動車技術安全部 保安・環境課 植野）